

南島原市中小・小規模事業者等事業継続支援給付金 支給事業制度概要【拡充】

対象者

南島原市内に住所を有する個人又は主たる事務所を有する法人
※中小企業基本法第2条に規定する事業者

対象業種

卸売業、小売業、サービス業、製造業その他
※農業、漁業の事業者は、別に農林水産業に係る支援策があります。

申請要件

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、原則として最近1か月間の売上高が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる事業者
(セーフティーネット保証4号の対象者)
2. 2018年度までの市税を滞納していないこと
3. 暴力団に関与していないこと

支給額

個人	15万円
個人(従業員が5人以上※ 事業主本人及び同居の親族 従業員を除く)	30万円
法人	30万円

※従業員は、社会保険加入の方が対象

申請期限

令和2年8月31日まで

主な活用事例

事業を継続するための経費(賃料、リース料、人件費など)
※給付金の具体的な活用内容や領収書等の提出は不要

必要書類

- ①支給申請書
- ②振込先の通帳の表紙と表紙の見開き1枚目の写し(口座名義人、口座番号が確認できるもの)
- ③事業を営んでいることが分かる書類(確定申告書や営業許可証など)
- ④売上の減少を証する書類(2019年と2020年の月毎の売上が確認できる書類)
- ⑤その他市長が必要と認める書類
(①市税納付に係る誓約書、②暴力団等の排除に関する誓約書)

【該当事業所のみ】

個人経営で従業員が5人以上の方

- 従業員の数が確認できるもの(社会保険料の領収書など)

法人経営の方

- 登記事項証明書の写し

【対象業種】

対象業種を教えてください。

⇒卸売業、小売業、サービス業、製造業 など新型コロナウイルスの影響を受けた業種について幅広く対象としております。

ただし、農業・漁業は除きます。農業・漁業は別に農林水産業に係る支援策があります。

確定申告書の写し又は営業許可証の写しが必要ですか。

⇒必要です。

事業実施、事業内容等の確認のため、確定申告書の写し又は営業許可証の写しなどの確認書類を提出してください。

【対象者】

南島原市内に住んでいますが、店舗は島原市内にあります。給付金の対象となりますか。

⇒南島原市内に住所を有する方が営業する店舗が対象となりますので、給付金の対象となります。

【支給額】

個人でお店を営営していますが、従業員の数は、パートさんも含みますか。

⇒従業員は、事業主本人及び同居の親族従業員を除いた社会保険に加入している従業員の方とします。

【申請】

申請は、市役所でしかできないのですか。

⇒必要書類等が揃っていれば、郵送での申請も可能です。